

2016年2月8日

復興大臣 高木 毅 殿  
復興推進委員会 委員長 伊藤 元重 殿

『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針（仮称）骨子案について」に対する提言

防災・減災日本 CSO ネットワーク（JCC-DRR）

共同代表 大橋正明 堂本暁子

2016年1月19日に開催された復興推進委員会（第20回）において、『復興・創生期間』における東日本大震災からの復興の基本方針（仮称）骨子案について」（以下、骨子案）の検討がなされました。

私たち、災害に強い社会作りに向けて取り組む49の市民社会組織（CSO）が加盟する「防災・減災日本 CSO ネットワーク（JCC-DRR）」は、骨子案に対して、以下の通り提言いたします。

■ 骨子案全体に対して

- 『復興・創生期間』後も継続して、国が前面に立って取り組む」方針が示されたことを大いに歓迎する。10年間という時限、「復興・創生期間」という枠組みにとらわれず、大胆かつ効果的な施策に期待したい。
- 平成23年7月策定の基本方針では、P.3「4 あらゆる力を合わせた復興支援」の項において、民間の力の活用について触れている。また、P.5において「NPOやボランティア、さらには地域コミュニティを支えてきた消防団や民生委員などの『新しい公共』による復興のための活動を促進する」としており、こうした基本方針を受けて国としても『新しい東北』先導モデル事業、「心の復興事業」等の様々なNPO等支援策が実行された。しかし、今回の改定案では、こうした記載が一切なく、民間の力の活用に関しては大幅に後退したと言わざるをえない。この5年で、復興推進においてNPO等の民間が果たす役割は飛躍的に拡大し、今後も主要な担い手として大いに期待される。また、復興支援員等、国の制度に基づき自治体と民間とが協力して推進するスキームの活用も必須である。こうしたことを基本方針として示すことが求められる。
- 女性のリーダーシップや活躍機会の男女間均等化、社会を構成する一人ひとりが

輝ける社会などが、現政権による政策の重点分野として挙げられているにも関わらず、骨子案では社会の多様性が明記されず、その潜在的可能性を活かし切れているとは言い難い。

- 骨子案に記載されている「男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進し、あわせて、子ども・障害者等あらゆる人々が住みやすい共生社会を実現する」ことは、今後5年間の「復興・創生期間」においても引き続き重要である。
- 「基本的な考え方」でも、男女共同参画の重要性、あらゆる場・組織への女性の参画の促進、および多様性の視点の重要性を明記することを要望したい。

#### ■ 復興の現状に関して

- 放射線の空間線量は現時点でも「解消」されておらず、継続的な対策（モニタリングと追加除染等による被曝回避策）が必要と考える。
- 想定していた復興計画を遅らせてしまった要因やどのように復興のプロセスを歩んできたか、ステークホルダーを巻き込んだ検証プロセスがあるべきと考える。

#### ■ 「復興・創生期間」における政府の基本姿勢に対して

- 「官民が協働で復興にあたる、あるいは市民とともに復興を進める」ことを明記すべき。これにより、今後の復興において多様なステークホルダーの活躍に繋がると考える。

#### ■ 被災者支援（健康・生活支援）に対して

- 被災者が安心して暮らせる生活環境を明記する必要があると考える。生活環境には余暇に親しみ、学習にも活用されるべき広範な環境整備が求められる。福島県は森林が豊かであり、農林業の再生のためにも「森林の除染」は不可欠である。また、観光資源としても豊かな森林環境の保全は重要である。モニタリングによる検証では未除染の森林からも飛散するダストに起因する再汚染への懸念が明らかとなっている。
- 未だに多くの避難者が存在し、その方々を受け入れているコミュニティとの関係性の向上が重要である。コミュニティ形成は全ての新・旧住民を巻き込んだ形で行い、信頼醸成に重きを置くよう要望したい。

#### ■ 住宅再建・復興まちづくり・生活環境の整備・公共インフラの復旧・復興に対して

- 「災害に強く、かつ被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築」に関連し、現在、被災地で進められている防潮堤の建設については、避難道の整備、中

長期的観点からの維持管理費の確保に加え、生態系の断絶による自然破壊や景観の損失などに対する十分な配慮を行う方針が示されるべきである。

■ 原子力災害からの復興・再生に対して

- 骨子案に明記されている「被災者等の意見を適切に反映する」ことを前提に復興・再生計画が実施されることが重要と考える。こうした意見交換の機会を積極的に継続されることを要望する。
- 福島第一原子力発電所事故は未だに終息しておらず、すでに拡散された放射性物質の総量を除去するのは困難な状況であることから、面的除染の完了を目指すのではなく、丁寧なモニタリングの継続ときめ細かな追加除染対応をこそ重視すべき。
- 広域的な避難と自主的な避難という未曾有の課題を引き起こした最大の要因は放射能汚染であり、被ばくリスクを避けようとする国民・県民の当然の権利であることを改めて確認し、その解決策は「帰還」だけではなく、移住や第三地定住、またそれらのいずれにも当てはまらず当面の間避難を継続する等、一人ひとりの選択を十分に尊重することを、当該基本方針として示すことが大変重要である。
- 空間線量の測定に関しては、特に子どもに配慮したモニタリングが不可欠であり、乳幼児を考慮した測定基準高の設定を求めたい。
- 記述されている「個々人の放射線不安」は、汚染された事実がもたらす不安であり、汚染源が除去され、原状回復がなされることでしか対応し得ない。骨子案にあるような「リスクコミュニケーションの充実」では解決しないことを強調したい。
- 放射線防護の基本は「遮へい」・「距離」・「時間」の順に検討されるべきであり、受容すべきリスクについて教条的に受諾を強いる、あるいは、受容を促す種類のものではない。なお、放射線防護においては、被ばくリスク（感受性）の高い幼弱な年齢層に対して特に配慮が必要である。

以上

【本件に関する問い合わせ先】

防災・減災日本 CSO ネットワーク 共同事務局  
〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 アバコビル 5F  
特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター (JANIC) 内  
TEL : 03-5292-2911(担当 : 堀内)  
E-mail : secretariat@jcc-drr.net  
Web : <http://jcc-drr.net/>